

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	1
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）（抄）	2
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	2
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）（抄）	5
旧農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）（抄）	6
旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（抄）	7
国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）	7
国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	7
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	8
自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	9
一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）	9
国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（抄）	9
公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）（抄）	10
資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）（抄）	11
予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（抄）	12
公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）（抄）	14
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	14
中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）	16
農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）	17
農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）	19
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	22
農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）（抄）	23
国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）	24
昭和二十一年法律第二十四号（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律）（抄）	24
信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）	24
国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）（抄）	25
防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）	26
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）（抄）	26

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）（抄）	26
電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第三十八号）（抄）	27
果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）（抄）	27
行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）（抄）	27
勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）	29
沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）	29
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）	30
食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）（抄）	31
獣医療法（平成四年法律第四十六号）（抄）	32
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十二号）（抄）	32
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）	32
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第一百一号）（抄）	33
独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）（抄）	34
独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）	35
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（抄）	36
郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）	36
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（抄）	37
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第一百二号）（抄）	37
郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）（抄）	40
郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）（抄）	40
国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）（抄）	41
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）	42
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	42
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百五十五号）	42
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第 号）	43
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	43
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	44
法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	49

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）	．	．	．
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	．	．	．
消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）	．	．	．

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 参照条文

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）
（信用協同組合）

第九条の八 信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

- 一 組合員に対する資金の貸付け
 - 二 組合員のためにする手形の割引
 - 三 組合員の預金又は定期積金の受入れ
 - 四 前三号の事業に附帯する事業
- 2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。

- 一 為替取引
- 二 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人（以下この項において「国等」という。）の預金の受入れ
- 三 組合員と生計を一にする配偶者その他の親族（以下この項において「配偶者等」という。）の預金又は定期積金の受入れ
- 四 組合員以外の者（国等及び配偶者等を除く。）の預金又は定期積金の受入れ
- 五 組合員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。次条第一項第二号において同じ。）
- 六 債務の保証又は手形の引受け（組合員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）
- 七 有価証券（第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするものは書面取次ぎ行為に限る。）
- 八 有価証券の貸付け（組合員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）
- 九 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 十 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 十一 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 十二 短期社債等の取得又は譲渡
- 十三 有価証券の私募の取扱い
- 十四 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 十五 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十四の二 振替業

十五 両替

十五の二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第十号に掲げる事業に該当するものを除く。）

十六 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

十七 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第十号及び第十五号の二に掲げる事業に該当するものを除く。）

十八 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十六号に掲げる事業に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）

十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第七号に掲げる事業に該当するものを除く。）

二十 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十一 前各号の事業に附帯する事業

3）10（略）

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）（抄）

（給付を受ける権利の保護）

第十六条の二 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2・3（略）

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

（金庫の事業）

第五十八条 金庫は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うものとする。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け

三 会員のためにする手形の割引

2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一 為替取引

二 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人（以下この章において「国等」という。）の預金の受入れ

三 会員（個人会員を除く。）を構成するもの（以下この項において「間接構成員」という。）の預金又は定期積金の受入れ

四 間接構成員（法人又は団体であるものを除く。）又は個人会員と生計を一にする配偶者その他の親族（次号において「配偶者等」という。）の預金又は定期積金の受入れ

五 会員以外のもの（国等、間接構成員及び配偶者等を除く。）の預金又は定期積金の受入れ

六 間接構成員及び日本勤労者住宅協会に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章において同じ。）

七 債務の保証又は手形の引受け（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）

八 有価証券（第十一号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十一号の二及び第十二号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

九 有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）

十 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この章において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

十一 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令・厚生労働省令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

十二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（以下この号及び次条第一項第九号の二において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

十三 短期社債等の取得又は譲渡

十四 有価証券の私募の取扱い

十五 （略）

十六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十八 振替業

十九 両替

二十の二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十の三 デリバティブ取引（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

二十一 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第十一号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十二 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十七号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。）

二十三 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第十一号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第

八号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

358 (略)

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一 為替取引

二 国等の預金の受入れ

三 会員以外のもの(国等を除く。)の預金の受入れ

四 会員以外のものに対する資金の貸付け

五 債務の保証又は手形の引受け(会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。)

六 有価証券(第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第九号の二及び第十号において同

じ。)の売買(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。)(又は有価証券関連店頭デリバティブ取引(投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。))

七 有価証券の貸付け(会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。)

八 国債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)(又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

九 金銭債権(譲渡性預金証書その他の内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)(の取得又は譲渡

九の二 特定社債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)(又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

九の三 短期社債等の取得又は譲渡

十 有価証券の私募の取扱い

十一 (略)

十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十三の二 振替業

十四 両替

十四の二 デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。)(であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(第九号に掲げる業務に該当するものを除く。))

十五 デリバティブ取引(内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。)(の媒介、取次ぎ又は代理

十六 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第九号及び第十四号の二に掲げる業務に該当するものを除く。)

十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十五号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。)

十八 有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第六

号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
2 } 7 (略)

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律
第一百一号）（抄）

（農林漁業団体職員共済組合法等の廃止）
第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）
二・三 (略)

附則

（移行年金給付）

第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十五項まで、第十七項、第十九項及び第二十項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十五項、第十九項及び第二十項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 前二項に規定する年金である給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。

4 第一項に規定する年金である給付（以下「移行農林共済年金」という。）については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。

（表略）

5 (略)

6 第二項の規定による年金である給付（以下「移行農林年金」という。）については、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。

（表略）

7 } 20 (略)

(存続組合の業務等)

第二十五条 旧農林共済組合は、第三項各号に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、廃止前農林共済法附則第二条の規定により設立された農林漁業団体職員共済組合としてなお存続するものとする。この場合において、廃止前農林共済法第二条、第三条、第四条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号から第九号まで並びに第二項、第五条、第六条、第十条、第十一条、第六十三号から第七十四号まで、第七十六条第一項並びに第七十八条の二の規定は、なおその効力を有する。

2・3 (略)

4 特例年金給付は、附則第三十一条から第四十六条までにおいて規定する次に掲げる給付とする。

- 一 特例退職共済年金
- 二 特例障害共済年金
- 三 特例遺族共済年金
- 四 特例退職年金
- 五 特例減額退職年金
- 六 特例通算退職年金
- 七 特例障害年金
- 八 特例遺族年金
- 九 特例通算遺族年金
- 十 特例老齢農林年金
- 十一 特例障害農林年金
- 十二 特例遺族農林年金

5 廃止前農林共済法第十三条、第十九条の二、第二十二号から第二十三号の五まで、第二十六条から第三十五条まで及び第七十七条の二から第七十八条まで並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定は、前項に規定する特例年金給付(以下単に「特例年金給付」という。)について準用する。この場合において、廃止前農林共済法第十三条ただし書及び第三十三条第三項中「退職共済年金」とあるのは、「特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金及び特例老齢農林年金」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

6・8 (略)

旧農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)(抄)

(給付を受ける権利の保護)

第三十三条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができる。

3 (略)

旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（抄）

（互助年金及び互助一時金）

第二条 この法律において「互助年金」とは、普通退職年金、公務傷病年金及び遺族扶助年金をいう。

2 この法律において「互助一時金」とは、退職一時金及び遺族一時金をいう。

国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）

第二十八条 各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国会図書館の館長及び専門調査員を除く国会職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において懲戒の処分を受ける。

一・二（略）

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

二 国務大臣

三 人事官及び検査官

四 内閣法制局長官

五 内閣官房副長官

五の二 内閣危機管理監

五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

六 内閣総理大臣補佐官

七 副大臣及び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官

七の二 大臣政務官及び長官政務官

八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員

十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員

十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員

定めるところによる。

一・二 (略)

2・3 (略)

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)(抄)

(懲戒処分)

第四十六条 隊員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一・三 (略)

2 (略)

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)(抄)

(年次休暇)

第十七条 (略)

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員二十日(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内
人事院規則で定める日数)

二 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの
年の在職期間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

三 (略)

2・3 (略)

国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)(抄)

(適用除外)

第四条 前条の規定は、留学を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十八条第二号に掲げる事由に
該当して免職された場合又は同条第四号に掲げる事由に該当して免職された場合

二 国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した場合(同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期
限の到来により退職した場合を含む。)

三 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として人事院規則で定める場合

五 国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにこれらの任命権者から委任を受けた者の要請に

六 前号に掲げる場合のほか、特別職国家公務員等となるため退職した場合
応じ特別職国家公務員等となるため退職した場合

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）

第三百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員

二（略）

2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

三 その地位を利用して、第九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申しいで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

（公務員等の選挙運動等の制限違反）

第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役員（公職にある者を除く。）であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者となろうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第二百二十九条の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 当該公職の候補者となろうとする選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において「当該選挙区」という。）において職務上の旅行又は職務上出席した会議その他の集会の機会を利用して、当該選挙に関し、選挙人にあいさつすること。

二 当該選挙区において、その地位及び氏名（これらのものが類推されるような名称を含む。）を表示した文書図画を当該選挙に関し、掲示し、又は頒布すること。

三 その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、当該選挙に関し、その者に係る特別の利益を供与し、又は供与することを約束すること。

四 その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公団の役員をして、その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

2 第三百三十六条の二の規定に違反して選挙運動又は行為をした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(公務員等の選挙犯罪による当選無効)

第二百五十一条の四 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役員(公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。)であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公職の候補者(選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。)となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙(その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行われたものに限る。)において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当該当選人のために行った選挙運動又は行為に関し、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百三十九条第一項第一号、第三号若しくは第四百号又は第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一 当該当選人の在職した公務員等の職(その者が当該公務員等の職を離れた日前三年間に在職したものに限り。以下この条において同じ。)と同一の職にある公務員等又は当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

二 当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人に係る前号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

三 当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に関しこれと関係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公団の役員で、当該当選人又は当該当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

2 前項の規定は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙については、適用しない。

資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)(抄)

(適用除外)

第五条 この法律の規定は、左の各号に掲げる法人には適用しない。

一 都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区

二 から四まで 削除

五 (略)

六 削除

七 日本育英会、私立学校振興会、社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、国民健康保険組合及び同連合会並びに健康保険組合及び同連合会

八 土地改良区及び同連合、普通水利組合及び同連合、水害予防組合及び同連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び同連合会並びに土地区画整理組合

予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

3 この法律において「支出等の行為」とは、国の債務負担の原因となる契約その他の行為、支出負担行為の確認又は認証（会計法第十三条の二の規定による支出負担行為の確認及び同法第十三条の四の規定による支出負担行為の認証をいう。）、支出、支払、会計法第二十条の規定に基く繰替使用をさせることの命令及び同法第二十九条の契約並びに小切手、小切手帳及び印鑑の保管、帳簿の記帳、報告等国の予算の執行に関連して行われるべき行為（会計法第四十一条第一項の規定による弁償責任の対象となる行為を除く。）をいう。

（予算執行職員の義務及び責任）

第三条（略）

2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならぬ。

3 前項の場合において、その損害が二人以上の予算執行職員が前項の支出等の行為をしたことにより生じたものであるときは、当該予算執行職員は、それぞれの職分に応じ、且つ、当該行為が当該損害の発生に寄与した程度に応じて弁償の責に任ずるものとする。

（弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務）

第四条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。

2 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第五十五条第一項に規定する任命権者をいい、当該予算執行職員が都道府県の職員である場合にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。）は、その検定に従つて、弁償を命じなければならない。

3 各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、会計検査院の検定前においても、その予算執行職員に対して弁償を命ずることができる。

4 各省各庁の長は、予算執行職員が前条第一項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは、遅滞なく、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

5 第三項の場合において、各省各庁の長は、会計検査院が予算執行職員に対し弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。

6 前項の規定により還付する弁償金には、当該弁償金納付のときから還付のときまでの期間に応じ、当該金額に対し財務大臣が納付のときから還付のときまでの期間における銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額に相当する金額を加算しなければならない。

（再検定）

第五条 会計検査院は、前条第一項の規定による予算執行職員（の）の弁償責任の検定後において、その検定が不当であることを発見したとき、又は各省

各庁の長若しくは予算執行職員がその責を免かれる理由があると信じ、その理由を明らかにする書類及び計算書を作成し、証拠書類を添え、書面をもつて再審の請求をしたときは、その都度再検定をしなければならない。ただし、請求に基いて再検定をする場合において、当該請求が検定のあつた日から五年を経過した日後にされたときは、この限りでない。

2 会計検査院は、前項の規定による再検定のための審理をする場合において、各省各庁の長又は予算執行職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、当該職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

3 各省各庁の長又はその代理官及び予算執行職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、計算書その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

4 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、会計検査院に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

5 前条第一項本文、第二項、第五項及び第六項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、前条第五項中「第三項の場合において、各省各庁の長は、」とあるのは、「各省各庁の長は、」と読み替えるものとする。

(懲戒処分)

第六条 会計検査院は、検査又は検定（前条第一項に規定する再検定を含む。）の結果、予算執行職員が故意又は過失に因り第三条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるとき、又は国に損害を与えないが故意又は重大な過失に因り同項の規定に違反して支出等の行為をしたと認めるときは、当該職員の任命権者に対し、当該職員の懲戒処分を要求することができる。この場合において、会計検査院は、適当と認める処分の種類及び内容を参考のため明示するものとする。

2 会計検査院は、前項の規定により懲戒処分の要求をしたときは、その旨を人事院に通知しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定による懲戒処分の要求を受けたときは、当該職員に対しその懲戒処分をすることが適当かどうかを直ちに調査してこれについて措置するとともにその結果を会計検査院及び人事院に通知しなければならない。

4 会計検査院は、第一項の規定による予算執行職員の懲戒処分を要求した後において、その要求が不当であることを発見したとき、又は当該職員の任命権者からその要求が不当であるとして再審の請求を受け実情を調査した結果、その要求が不当であることが明らかになったときは、直ちにこれを取り消さなければならない。

5 第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、予算執行職員が都道府県の職員である場合には、適用しない。

(弁償責任の減免)

第七条 第四条第一項本文（第五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による弁償責任は、国会の議決に基かなければ減免されない。

(予算執行職員の弁償責任の転嫁)

第八条 予算執行職員は、その上司から第三条第一項の規定に違反すると認められる支出等の行為をしたことを受けたときは、書面をもつて、その理由を明らかにし、当該上司を経て任命権者（当該上司が任命権者（宮内庁長官及び外局の長であるものを除く。）である場合にあつては直ちに任命権者、当該上司が宮内庁長官又は外局の長である任命権者である場合にあつては各省各庁の長）にその支出等の行為をすることができない旨の意見を表示しなければならない。

2 予算執行職員が前項の規定によつて意見の表示をしたにもかかわらず、更に、上司が当該職員に対し同一の支出等の行為をすべき旨の要求をしたときは、その支出等の行為に基く弁償責任は、その要求をした上司が負うものとする。

3 第四条第一項及び第二項、第五条並びに前条の規定は、前項の場合に準用する。

公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）（抄）

（予算の形式及び内容）

第五条 公庫の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一・二 （略）

三 前二号に掲げるもののほか、予算の執行に關し必要な事項

3 5 （略）

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

（信用金庫の事業）

第五十三条 信用金庫は、次に掲げる業務を行うことができる。

一 預金又は定期積金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け

三 会員のためにする手形の割引

四 為替取引

2 信用金庫は、政令で定めるところにより、前項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、地方公共団体、金融機関その他の会員以外の者に対して資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章において同じ。）をすることができる。

3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け（会員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）

二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

三 有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）

四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条及び次条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

五の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号及び次条第四項第五号の二において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

五の三 短期社債等の取得又は譲渡

- 六 有価証券の私募の取扱い
 - 七 (略)
 - 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 九の二 振替業
 - 十 両替
 - 十一 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。)であつて内閣府令で定めるもの(第五号に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 十二 デリバティブ取引(内閣府令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理
 - 十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十二号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。)
 - 十五 有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 十六 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 4 11 (略)
- (信用金庫連合会の事業)
- 第五十四条 信用金庫連合会は、次に掲げる業務を行うことができる。
- 一 会員の預金の受入れ
 - 二 会員に対する資金の貸付け
 - 三 為替取引
- 2 信用金庫連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を併せ行うことができる。
- 一 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人(次号において「国等」という。)の預金の受入れ
 - 二 会員以外の者(国等を除く。)の預金の受入れ
 - 三 会員以外の者に対する資金の貸付け
- 3 信用金庫連合会は、前項第二号及び第三号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。
- 一 債務の保証又は手形の引受け(会員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。)
 - 二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)(又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするものは書面取次ぎ行為に限る。))

- 三 有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）
 - 四 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
 - 五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
 - 五の二 特定社債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
 - 五の三 短期社債等の取得又は譲渡
 - 六 有価証券の私募の取扱い
 - 七 （略）
 - 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 九の二 振替業
 - 十 両替
 - 十一 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 十二 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
 - 十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）
 - 十五 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 十六 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 5
5
8 （略）

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）

（業務）

第四条 協会は、次の業務を行う。

- 一 会員たる中小漁業者等（その者が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金の借入れ（ロに掲げる資金に充てるために手形の割引を受けることを含む。）をすることにより金融機関に対して負担する債務の保証
- イ 漁業近代化資金
- ロ イに掲げるもののほか、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金

二 (略)

三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第四条第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等に対しその経営の改善に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

第十七条 会員は、事業年度の終において脱退することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 協会が、当該会員(当該会員が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。)の債務を保証していること又は当該会員に代わつて債務を弁済したことにより取得した求償権を有すること。

二 協会が当該会員に対しその脱退を承認しない旨を通知したこと。

三 (略)

2) 5 (略)

(業務方法書に記載すべき事項)

第二十一条 協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 保証の範囲

三 一被保証人についての保証の金額の最高限度

四 保証の金額の合計額の最高限度

五 保証に係る借入資金の借入れの期間(手形の割引に係る保証にあつては、手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間)の最高限度

六 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項

七 保証の申込み及び承諾並びに保証契約の締結に関する事項

八 保証債務の弁済の事由、弁済の時期その他保証債務の弁済に関する事項

九 保証契約の変更に関する事項

十 第三章第一節の規定による保証保険の付保に関する事項

十一 求償権の消却に関する事項

十二 違約金に関する事項

十三 委託業務に関する準則

十四 保証債務の弁済に充てるための基金及び第四十三条の二第一項の資金の管理方法

十五 第四条第三号に掲げる業務に関し主務省令で定める事項

農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)(抄)

(業務の範囲)

第八条 基金協会は、次の業務を行う。

一 会員たる農業者等(その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。)が次に掲げる資金を借り入れる

ことにより融資機関に対して負担する債務の保証

イ 農業近代化資金

ロ 農業改良資金

ハ 就農支援資金

二 イからハまでに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金

二 (略)

三 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)第二条の五の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第三条第一項の認定を受けた者(次項において「認定農業者」と総称する。)であつてその区域内に住所を有するものに対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 (略)

第二十条 会員は、事業年度末において脱退することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 基金協会が当該会員(会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下次号において同じ。)の債務を保証している場合

二 基金協会が当該会員に代つてその債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合

三 基金協会が当該会員に対してその脱退を承認しない旨を通知した場合

四 (略)

2 5 (略)

(業務方法書に記載すべき事項)

第三十条 基金協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一 基金及び第九条の二第一項の資金の管理方法

二 保証の金額の合計額の最高限度

三 一被保証者についての保証の金額の最高限度

四 被保証者の資格

五 (略)

六 保証の範囲

七 保証契約の締結及び変更に関する事項

八 保証料に関する事項その他被保証者の守るべき条件に関する事項

九 保証債務の弁済に関する事項

十 求償権の行使方法及び償却に関する事項

十一 業務の委託に関する事項

十二 第八条第一項第三号に掲げる業務に関し主務省令で定める事項

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食料の安定供給の確保に関する政策（食品衛生に係るものを除く。）に関すること。
- 二 農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。
- 三 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織の発達に関すること。
- 四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- 五 日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。
- 六 飲食料品（酒類を除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 七 卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること。
- 八 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。
- 九 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十 食品産業その他の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関すること。
- 十一 所掌事務に係る物資についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。
- 十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 十三 農畜産物（蚕糸を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 十四 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関するものを除く。）。
- 十五 農作物の作付体系の合理化に関すること。
- 十六 農林水産植物の品種登録に関すること。
- 十七 家畜（家きん及びみつばちを含む。以下同じ。）の改良及び増殖並びに取引に関すること。
- 十八 農地の土壌の改良並びに汚染の防止及び除去に関すること。
- 十九 草地の整備に関すること。
- 二十 病虫害の防除、家畜の衛生並びに輸出入に係る動植物及び畜産物の検疫に関すること。
- 二十一 獣医師及び獣医療に関すること。
- 二十二 肥料、農機具、農薬、飼料その他の農畜産業専用物品（蚕糸業専用物品を含む。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（経済産業省がその生産を所掌する農畜産業専用物品の生産に関するものを除く。）。
- 二十三 農業機械化の促進に関すること。
- 二十四 中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関すること。
- 二十五 農業経営の改善及び安定に関すること。
- 二十六 農業を担うべき者の確保に関すること。
- 二十七 農業労働に関すること。

- 二十八 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換にすること並びに農業改良資金の貸付けについての助成にすること。
- 二十九 農地制度にすること。
- 三十 農地の権利移動その他農地関係の調整にすること。
- 三十一 農業構造の改善にすること。
- 三十二 農業者年金にすること。
- 三十三 農業災害補償、森林保険並びに漁船損害等補償、漁船乗組員給与保険及び漁業災害補償にすること。
- 三十四 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する企画及び立案並びに助成にすること。
- 三十五 (略)
- 三十六 削除
- 三十七 農住組合の設立及び業務にすること。
- 三十八 農山漁村及び中山間地域等(食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六号)第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 三十九 豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の豪雪地帯をいう。)の雪害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 四十 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成にすること。
- 四十一 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援にすること。
- 四十二 土地、水その他の資源の農業上の利用の確保にすること。
- 四十三 農地の転用にすること。
- 四十四 農業水利にすること。
- 四十五 交換分合の指導及び助成にすること。
- 四十六 土地改良事業(かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業をいう。)にすること。
- 四十七 農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理にすること。
- 四十八 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業にすること並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督にすること。
- 四十九 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流にすること。
- 五十 市民農園の整備の促進にすること。
- 五十一 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整にすること。
- 五十二 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整にすること。
- 五十三 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の安定にすること。
- 五十四 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施にすること。
- 五十五 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)の規定による農産物の検査にすること。

- 五十六 森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。
- 五十七 林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること。
- 五十八 森林の経営の監督及び助成に関すること。
- 五十九 保安林に関すること。
- 六十 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。
- 六十一 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに林野の保全に係るばた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。
- 六十二 国土緑化の推進に関すること。
- 六十三 木材その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 六十四 林業経営の改善及び安定に関すること。
- 六十五 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並びに林業・木材産業改善資金の貸付けについての助成に関すること。
- 六十六 林業構造の改善に関すること。
- 六十七 国有林野の管理経営に関すること。
- 六十八 水産資源の保存及び管理に関すること。
- 六十九 漁業の指導及び監督に関すること。
- 七十 外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の規制に関すること。
- 七十一 遠洋漁業及び沖合漁業に係る漁場の維持及び開発に関すること。
- 七十二 沿岸漁業に係る漁場の保全及び持続的な養殖生産の確保に関すること。
- 七十三 栽培漁業の促進その他海洋水産資源の開発の促進に関すること。
- 七十四 遊漁船業の発達、改善及び調整に関すること。
- 七十五 水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 七十六 水産業専用物品及び氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材並びに冷凍及び冷蔵に関すること（水産用資材にあつては、経済産業省の所掌に属するものを除く。）。
- 七十七 水産業経営の改善及び安定に関すること。
- 七十八 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並びに沿岸漁業改善資金の貸付けについての助成に関すること。
- 七十九 独立行政法人北方領土問題対策協会の行う資金の貸付けに関すること。
- 八十 沿岸漁業の構造改善に関すること。
- 八十一 漁船の建造の調整、登録及び検査に関すること。
- 八十二 漁港の修築、維持管理及び災害復旧その他漁港に関すること。
- 八十三 漁港の区域に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- 八十四 農林水産業に係る保護増殖事業（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第二項第五号に規定する保護増殖事業をいう。）に関すること。
- 八十五 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行うこと。

八十六 農林水産技術についての試験及び研究に關すること。
八十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき農林水産省に属させられた事務

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

（業務の範囲）

第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 会員の預金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引
- 三 為替取引

2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ
- 二 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引

3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 第八条に規定する者
- 二 農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるもの
- 三 外国

四 銀行その他の金融機関

5 証券業者（証券仲介業者（証券取引法第十二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十二条第一項第三号において同じ。）を除く。）農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

- 一 債務の保証又は手形の引受け
- 二 有価証券（第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもってするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）
- 三 有価証券の貸付け

四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証券をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

い

- 六の二 短期社債等の取得又は譲渡
 - 七 有価証券の私募の取扱い
 - 八 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - 九 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により営む担保付社債に関する信託業務
 - 十 （略）
 - 十一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 十二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 十二の二 振替業
 - 十三 両替
 - 十四 取引所金融先物取引等
 - 十五 金融先物取引の受託等
 - 十六 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち、第五号及び前二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
 - 十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）
 - 十八 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
 - 十九 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 5 } 9 （略）

農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）（抄）
（資金の貸付）

- 第四条 農林漁業金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫は、農林漁業団体に対し、当該農林漁業団体が第二条第一項の規定により電気導入計画が定められた農山漁村につき電気の導入をするために必要とする次の各号に掲げる資金を貸し付ける場合には、前条の計画を基準としなければならない。
- 一 発電施設（これに伴う送電変電配電設備を含む。以下同じ。）の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金
 - 二 送電配電施設（変電受電設備を含む。以下同じ。）の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金
 - 三 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号に規定するものをいう。以下同じ。）に対して負担する工事負担金

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）

(外貨債務の保証)

第二条 (略)

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの(地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。)に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。

一 日本政策投資銀行

二 (略)

三 独立行政法人国際協力機構

四 削除

五 地方公共団体

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの

イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならない法人

ロ 特別の法律により設立された法人(イに規定する法人を除く。)で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもの
うち、特別の法律により債券を発行することができるもの

3 (略)

昭和二十一年法律第二十四号(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律)(抄)

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣(地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣)の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)(抄)

(業務)

第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。

一 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証

二 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証

三 (略)

四 中小企業者等が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの)に限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証

2 (略)

国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「恩給等」とは、次に掲げるものをいう。

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）その他の法令に規定する恩給で年金として給されるもの

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第五条（援護の種類）に規定する障害年金、遺族年金及び遺族給与金
三 条例により地方公共団体から給される年金で前二号に掲げるものに準ずるもの

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十二条第一項（長期給付の種類等）、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第七十四条（長期給付の種類）及び第五十八条（給付の種類）、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い等）及び第九十二条（旧団体共済組合員に係る従前の給付の取扱い等）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第二項（長期給付）並びに旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）、第四条（外地関係共済組合に係る年金の支給）及び第七条の二（旧陸軍共済組合令の適用を受けていた者等に対する年金の支給）に規定する給付で年金として給されるもの

五 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）。他の法律において準用し、又はその例によるものとする場合を含む。（第九条（補償の種類）に規定する傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金

六 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二十五条第一項（補償の種類等）に規定する傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに同法第六十九条第一項（非常勤の地方公務員に係る補償の制度）、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項（公務災害補償）及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）第四条第一項（補償の範囲、金額、支給方法等）の規定に基づく条例（水防法第六条の二第一項の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む。）により支給される補償でこれらに相当するもの

七 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第五条第一項（給付の種類）に規定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で年金として給されるもの（同法第十条の規定を準用する他の法律に基づく給付でこれらに相当するものを含む。）並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、水防法第四十五条（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償。原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく条例（水防法第四十五条の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む。）による補償で年金として給されるもの

八 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）第五条第一項（給付の種類）に規定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で年金として給されるもの

防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）

附 則

（所掌事務の特例）

2 防衛庁は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
平成二十年五月十六日までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の規定による特別給付金に関すること。
平成二十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第二百二号）第五条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知、同法第六条の規定による返還実施計画の策定及び同法第七条の規定による措置に関すること。
沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第八条の規定が効力を有する間	同条の規定による給付金の支給に関すること。
沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百三条及び同法第百四条の規定が効力を有する間	同法第百三条の規定による大規模跡地給付金及び同法第百四条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）（抄）

（経営改善計画）

第二条の五 市町村計画を作成した市町村長は、当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者から農林水産省令で定めるところによりその作成した経営改善計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その経営改善計画が適当である旨の認定をするものとする。

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）（抄）

（資金の貸付け）

第九条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる者に対し、その者の申請に基づき、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行うものとする。

- 一 第四条第一項の認定を受けた漁業者（当該認定に係る改善計画に従い設立された法人を含む。第十五条第一項において同じ。）又は漁業協同組合等当該認定に係る改善計画に従い漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金

二 第六条第一項の認定を受けた法人、その構成員である漁業者であつて当該認定に係る漁業を営むもの又は当該漁業者を構成員とする政令で定める法人当該認定に係る整備計画に従い整備事業を実施するために必要な資金

電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第三百三十八号）（抄）

（質権の設定）

第一条 電話加入権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）附則第九条第一項又は第二項に規定する権利をいう。以下同じ。）を有する者は、同条第一項の規定により事業法附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法第三十八条から第三十八条の三までの規定がなおその効力を有する間は、この法律の定めるところにより、その電話加入権に質権を設定することができる。

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）（抄）

（都道府県知事の認定）

第四条 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その果樹園経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたすときは、当該果樹園経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

- 一 前条第二項第二号の改善目標が農林水産大臣の定める基準に適合すること。
- 二 前条第二項第三号の措置に関する計画が合理的な果樹園経営の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること。
- 三 前二号に規定するもののほか、当該果樹園経営計画が果樹農業振興計画の内容に照らし適当と認められるものであること。
- 四 当該果樹園経営計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）（抄）

（管轄）

第十二条 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは判決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は判決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3 取消訴訟は、当該処分又は判決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

4 国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は判決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又

は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。
 (取消訴訟に関する規定の準用)

第三十八条 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十四条、第三十三条及び第三十五条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟について準用する。

254 (略)

別表(第十二条関係)

名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第五百十六号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)(抄)

(特別の法人の借入金に関する特例)
第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九条第一項第一号若しくは第三号又は第十条の三第一項第一号の貸付けを受けることができないうもの(当該法人を監督する行政庁の認可又は承認(これらに類する処分を含む。))を受けなければ当該貸付けを受けることができないう法人を含む。は、当該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けることができる。

2 (略)

沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)(抄)
(業務の範囲)

第十九条 (略)

一・一の二 (略)

一の三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。

二 (略)

三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得若しくは造成又は借地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める用途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行うこと。

イ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者

ロ 沖縄において親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

ハ 沖縄において次に掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行う者(地方公共団体を除く。)

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

二 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに付随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う者

ホ 沖縄において土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体並びに土地区画整理事業を行う者

ヘ その他政令で定める者

四 沖縄において農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。

五 (略)

六 沖縄において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設(当該施設の運営に必要なる附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。)の設置、整備又は運営に必要な長期資金

の貸付けを行い、及び沖縄において指定訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対して、当該事業に必要な長期資金を貸し付けること。

七 沖縄において営業を営む生活衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むのに要する資金（当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る。）並びに生活衛生関係営業者の共通の利益を増進するための事業その他当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要な事業を行うのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

一、二 (略)

三 幼稚園等幼稚園その他保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。

三の二 関連利便施設学校、幼稚園、店舗その他の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものをいう。

三の三 関連公共施設道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設で政令で定めるものをいう。

三の四 土地区画整理事業土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。

四 (略)

四の二 指定訪問看護事業介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同法第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同法第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。

五 (略)

3、5 (略)

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）
（林業経営改善計画）

第三条 前条第四項の規定による公表があつた基本構想に係る都道府県の区域内において林業を営む者は、林業経営改善計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該林業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の林業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 林業経営の現状

二 林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に関する目標

三 前号の目標を達成するためとるべき措置

四 前号の措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

3・4 (略)

(独立行政法人農林漁業信用基金の特例等)

第六条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第十二条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項第三号の措置（造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は林業経営の維持についての措置であつて森林法第十一条第四項の認定に係る森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。

二（四）（略）

2 信用基金は、前項第一号の業務については、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 信用基金は、公庫に対し、前項第一号の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。

二 公庫は、信用基金が推薦した第三条第一項の認定を受けた者に対し、前項第一号に規定する長期かつ無利子の資金の貸付けを行うこと。

三 第一号の寄託の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項

四 その他農林水産省令で定める事項

食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「食品」とは、飲食品（その原料又は材料として使用される農林水産物及び花きを含む。）のうち薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 （略）

3 この法律において「卸売市場機能高度化事業」とは、次に掲げる事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 卸売市場（農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条の二第一項第一号に規定する付設集団売場を含む。以下同じ。）を開設する者又は卸売市場において卸売の業務若しくはこれと密接な関連を有する業務を行う者で政令で定めるもの（以下「卸売市場開設者等」という。）が、次に掲げる措置のすべて又は相当部分を実施することにより卸売市場の機能の高度化を図る事業

イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

ロ セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

ハ 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

ニ 卸売市場開設者等のうち政令で定めるものの経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

二 卸売市場を開設する者が、他の卸売市場を開設する者と連携して前号イからニまでに掲げる措置のうち一又は二以上のものを実施することによりこれらの卸売市場の機能の高度化を図る事業

4（6）（略）

（構造改善計画の認定）

第四条 食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等は、農林漁業者又は農業協同組合等と共同して、その行う事業（食品製造事業協同組合等又は

農業協同組合等にあつては、その構成員の行う事業を含む。）について食品生産製造等提携事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 卸売市場開設者等は、卸売市場機能高度化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

3 7 (略)

獣医療法（平成四年法律第四十六号）（抄）

（診療施設整備計画の認定）

第十四条 都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画（以下「診療施設整備計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 4 (略)

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第一百二十二号）（抄）

（処理高度化施設整備計画の認定）

第九条 畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画（以下「処理高度化施設整備計画」という。）を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 3 (略)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

2 (略)

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）

国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
日本自転車振興会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第一百号）（抄）
（職員に対する損害賠償の請求等）

第四条 各省各庁の長等は、前条第一項又は第二項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。

2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

3 各省各庁の長等は、前二項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 各省各庁の長等は、第一項及び第二項の調査の結果を公表しなければならない。

5 各省各庁の長等は、第二項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

(職員による入札等の妨害)

第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に關し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 社会福祉事業施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者（第四号において「社会福祉事業施設の設置者等」という。）に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

二 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設（以下この項において「病院等」という。）を開設する個人又は医療法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他政令で定める法人（第四号において「病院等の開設者」という。）に対し、病院等（病院等の経営に關し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設に限る。）の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

三 指定訪問看護事業（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。）を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。

四 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。
五 身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。

六 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に關する事務に従事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業（次号において「社会福祉振興事業」という。）を行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。

七 社会福祉振興事業を行う者に対し、助成を行うこと。

八 社会福祉事業に關する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。

九 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の規定による退職手当金の支給に關する業務を行うこと。
十 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保障する事業（第四項において「心身障害者扶養保険事業」という。）に關する業務を行うこと。

十一 福祉及び保健医療に關する情報システムの整備及び管理を行うこと。

十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十

一号)に基づく年金たる給付の受給権者(第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。)に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

十三 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく年金たる給付の受給権者(第二十四条第一項において「労災年金受給権者」という。)に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2)7 (略)

(業務の委託)

第十四条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則

(業務の特例)

第五条の二 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、第十二条第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

2 機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

3)16 (略)

独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。

2)5 (略)

別表(第二条関係)

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)

商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
日本自転車振興会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）
（社債等の振替に関する法律の一部改正）

第一条 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

社債、株式等の振替に関する法律

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（当せん金付証券法等の適用関係）

第二百二十四条 郵便貯金銀行についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

一 当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第六条第二項

二 六（略）

2（略）

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（抄）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号。以下「整備法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号。以下この号及び第二十八号第一項第一号において「旧郵便貯金法」という。）の規定、整備法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の業務を行うこと。

二 整備法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下この号及び第十六条第一項において「旧簡易生命保険法」という。）の規定、整備法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則第百条第一項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（抄）

（法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）

二 （略）

三 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）

四 十三 （略）

附則

第五条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる郵便貯金については、旧郵便貯金法（第一条、第三条、第四条、第十七条、第五十一条の二第二項及び第三項（旧郵便貯金法第六十二条第二項及び第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項、第五十五条の二、第五十七条第二項及び第三項（旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項ただし書、第六十九条、第七十条第二項第一号、第七十四条並びに第七十六条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便貯金法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、「公社」とあり、及び「郵便局長」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、「郵便局を」とあるのは、「事務所（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。）」を」と、「郵便局に」とあるのは、「事務所（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。）」に」と、「支払人」とあるのは、「支払場所」とする。

一 旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金（次に掲げるものに限る。）

イ 第五十七条の規定による改正前の軍事郵便貯金等特別処理法（以下「旧軍事郵便貯金等特別処理法」という。）第二条第一号に規定する軍事郵便貯金に該当するもの

ロ 旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第三号に規定する外地郵便貯金に該当するもの

ハ この法律の施行前に旧郵便貯金法第五十一条の二第一項の規定により通常貯金（同項に規定する通常貯金をいう。以下この号において同じ。）となったもの（この法律の施行前に同条第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。）

ニ この法律の施行前に旧郵便貯金法第五十七条第一項の規定により通常貯金となったもの（この法律の施行前に同条第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。）

ホ この法律の施行前に旧郵便貯金法第五十八条第一項本文の規定により通常貯金となったもの（この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十七条第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十七条第三項の規定による組入れがされたものを除く。）

ヘ この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十二条第一項の規定により通常貯金となったもの（この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に旧郵便貯金法第六十二条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第三項の規定による組入れがされたものを除く。）

ト この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十三条の三第一項の規定により通常貯金となったもの（この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に旧郵便貯金法第六十三条の三第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第三項の規定による組入れがされたものを除く。）

二 旧郵便貯金法第七条第一項第二号に規定する積立郵便貯金

三 旧郵便貯金法第七条第一項第三号に規定する定期郵便貯金

四 旧郵便貯金法第七条第一項第四号に規定する定期郵便貯金

五 旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金

六 旧郵便貯金法第七条第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金

2・3 (略)

(郵便振替法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 次に掲げる郵便振替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るもの及び国際郵便振替に該当するものを除く。)については、旧郵便振替法(第一条、第三条、第四条、第六条、第二十二條から第二十三條の二まで、第三十一条、第四十二条、第六章及び第七十條を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四條に規定する郵便貯金銀行をいう。)」とする。

一 この法律の施行前にされた旧郵便振替法の規定による払込み
二 この法律の施行前に振替の請求があつた旧郵便振替法の規定による振替
三 旧郵便振替法第三十七條の二に規定する定期継続振替に係るこの法律の施行前に旧郵便振替法第三十七條の三第一項の催告があつた振替
四 この法律の施行前に現金払(旧郵便振替法第三十八條第二項第一号の方法によるものに限る。)の請求があつた払出し(この法律の施行前に払出証書が発行されたものに限る。)

五 この法律の施行前に現金払(旧郵便振替法第三十八條第二項第二号又は第三号の方法によるものに限る。)の請求があつた払出し
六 旧郵便振替法第五十條の二に規定する簡易払に係る払出し(この法律の施行前に支払通知書が発行されたものに限る。)

七 旧郵便振替法の規定による国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。)の払出し(この法律の施行前に国税通則法第三十四條の二第一項の依頼による納付書の送付があつたものに限る。)

八 旧郵便振替法の規定による国民年金の保険料(国民年金法第八十七條第一項に規定する保険料をいう。以下この号において同じ。)の払出し(この法律の施行前に保険料の納付の催告があつたものに限る。)

2・3 (略)

(無尽業法等の一部改正に伴う経過措置)

第五十八條 旧郵便貯金は、第七條、第八條、第二十條、第二十二條、第二十四條、第二十八條、第三十九條、第四十三條、第八十八條、第一百八條及び第一百一十條の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一 無尽業法第十條第一号

二 商工組合中央金庫法第二十九條第一項第二号

三 政治資金規正法第八條の三第一号、第九條第一項第三号イ及び第十二條第一項第三号ホ

四 自転車競技法第十二條の二十二第二号

五 (略)

六 中小企業等協同組合法第五十七條の五第一号

七 小型自動車競走法第十九條の二十二第一号

八 航空機工業振興法第十七條第二項第二号

九 地方住宅供給公社法第三十四條第二号

十 地方道路公社法第三十一條第二号

十一 日本下水道事業団法第三十八條第二号

- 十二 公有地の拡大の推進に関する法律第十八条第七項第二号
- 十三 老人保健法第七十四条第二号
- 十四 民間都市開発の推進に関する特別措置法第十条第二号（同法附則第十四条第四項及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十六条第四項において準用する場合を含む。）
- 十五 日本私立学校振興・共済事業団法第三十九条第一項第二号
- 十六 介護保険法第七十条第二号
- 十七 独立行政法人通則法第四十七条第二号
- 十八 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第七十九条第一項第二号
- 十九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十七条第一項第二号
- 二十 独立行政法人環境再生保全機構法第十五条第二項第二号
- 二十一 地方独立行政法人法第四十三条第二号
- 二十二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第二十条第二項第二号
- 二十三 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第十四条第一項第二号

郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四号）（抄）

第七条（郵便貯金の種類） 郵便貯金は、次の六種とする。

一（五）（略）

- 六 教育積立郵便貯金自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設において行われる教育をいう。）を受けることにつき、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの（略）

第六十三条の二（適格預金者のあつせん） 公社は、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする教育積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。

郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）（抄）

第六十三条の二（公庫等の償還金等） 第五十八条及び第六十条の規定は、国民生活金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫等」という。）、公庫等の業務の一部を代理する金融機関若しくは公庫等から業務の委託を受けた金融機関又は独立行政法人日本学生支援機構を加入者とし、当該加入者に公庫等の貸付けに係る償還金又は独立行政法人日本学生

支援機構の貸与に係る返還金を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いについて、これを準用する。

国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）（抄）
国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）は、廃止する。

附則

（退職者に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの法律による廃止前の国会議員互助年金法（以下「旧法」という。）第二十一条第一項の規定により旧法第二条第一項の互助年金又は同条第二項の互助一時金を受ける権利についての裁定を受けた者及び施行日前にこれらの権利を有する者であつて旧法第二十一条第一項の規定による裁定を受けていないものに係る当該互助年金又は互助一時金については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

2 （略）

（現職国会議員の普通退職年金）

第七条 この法律の施行の際現に国会議員である者であつて施行日の前日に退職（旧法第三条の退職をいう。以下同じ。）したものとせば旧法第九条第一項の規定により普通退職年金を受ける権利を有するものが退職したときは、その者に普通退職年金を給する。

2 前項の普通退職年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の普通退職年金に関する規定の例による。

（公務傷病年金）

第十一条 国会議員が施行日前に受けた公務に基づく傷病により重度障害の状態となり施行日以後に退職したときは、その者に公務傷病年金を給する。国会議員が、退職後三年以内において、施行日前に受けた当該在職中の公務に基づく傷病により施行日以後に重度障害の状態となつたときも、同様とする。

2 前項の公務傷病年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の公務傷病年金に関する規定の例による。

（遺族扶助年金）

第十二条 旧普通退職年金若しくは附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十条第一項の公務傷病年金を受ける者が死亡したとき、附則第七条第一項の普通退職年金若しくは前条第一項の公務傷病年金を受ける者が死亡したとき又はこの法律の施行の際現に国会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに附則第七条第一項の普通退職年金若しくは前条第一項の公務傷病年金を給すべきときは、その者の遺族に遺族扶助年金を給する。

2 前項の遺族扶助年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の遺族扶助年金に関する規定の例による。

3 （略）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「国の行政機関等の長等」とは、国の行政機関の長、独立行政法人の長、国立大学法人の学長、大学共同利用機関法人の機構長及び特殊法人の代表者をいう。

4（略）

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。
十六（略）

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条（略）

一 附則第六十六条の規定 公布の日

二 第一条及び第六条の規定並びに附則第二十九条第二項、第三十条から第三十二条まで及び第三十四条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

三 第三条の規定並びに附則第十六条、第四十条、第四十二条及び第六十五条の規定 施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四（略）

五 附則第五十五条の規定（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。同条を除き、以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十三条第二項第四号中「（高金利受領等）」の下に「、第五条の二第一項後段（高保証料受領等）若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段（保証料がある場合の高金利受領等）」を加える改正規定を除く。）及び附則第五十六条の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日又は第二条に定める日のいずれか遅い日

六 附則第五十五条の規定（組織的犯罪処罰法第十三条第二項第四号中「（高金利受領等）」の下に「、第五条の二第一項後段（高保証料受領等）若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段（保証料がある場合の高金利受領等）」を加える改正規定に限る。）犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日又は第四号に定める日のいずれか遅い日

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第 号）（抄）

（国際協力銀行の業務の特例）

第十六条（略）

一 駐留軍移転促進事業（駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に係る資金の貸付け、当該資金に係る政令で定める金融機関の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。

二 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資を行うこと。

三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2（略）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（事業税の非課税の範囲）

第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合、地方開発事業団及び合併特別区その他政令で定める公共団体

一の二 地方独立行政法人

二 法人税法別表第一一号に規定する独立行政法人

二の二 国立大学法人等及び日本司法支援センター

三（略）

四 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

五 外国法人で法人税法別表第一第二号に規定する法人に該当するもの

2・3（略）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）

第十一条 別表第一第一号に掲げる内国法人が支払を受ける第七百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益及び利益の分配（公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子又は収益の分配（以下この条において「利子等」という。）にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

2・3（略）

4 前三項の規定のうち公社債等の利子等に係る部分は、これらの規定に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者が、公社債等につき社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、政令で定めるところにより、当該公社債等の利子等につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公社債等の利子等の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法
企業年金基金	確定給付企業年金法
企業年金連合会	厚生年金保険法
危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）
行政書士会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
漁業共済組合	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）
漁業共済組合連合会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
漁業信用基金協会	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
漁船保険組合	
漁船保険中央会	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
勤労者財産形成基金	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）
軽自動車検査協会	健康保険法
健康保険組合	
健康保険組合連合会	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七号）
原子力発電環境整備機構	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）
高圧ガス保安協会	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
広域臨海環境整備センター	

公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
厚生年金基金	厚生年金保険法
更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）
港務局	港湾法
小型自動車競走会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合連合会	
国家公務員の団体（法人であるものに限る。）	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）
国際観光振興会	国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民健康保険組合	国民健康保険法
国民健康保険団体連合会	
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国民年金基金	国民年金法
国民年金基金連合会	
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）	民法
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自転車競技会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法
社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
社団法人（民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。）	民法
宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百十六号）
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）

酒造組合	酒造の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
証券業協会	証券取引法
商工会	商工会法（昭和三十一年法律第八十九号）
商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）
商工会連合会	商工会法
商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）
商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
商品先物取引協会	商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
職業訓練法人	職業能力開発促進法
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十一年法律第六十四号）
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
税理士会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）

損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合連合会	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
地方公務員の団体（法人であるものに限る。）	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百八十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
投資者保護基金	証券取引法
独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの、国若しくは地方公共団体以外の者に対し利益若しくは剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないもの又はこれらに類するものとして、財務大臣が指定したものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	
土地家屋調査士会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法

都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本行政書士会連合会	行政書士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法
日本自転車振興会	自転車競技法
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五百十号）
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）
農業共済組合連合会	
農業協同組合中央会	農業協同組合法
農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

	農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
	負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
	弁護士会	弁護士法
	保険契約者保護機構	保険業法
	輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
	輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）
	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
	<p>二 前号の表に掲げる内国法人のうちいずれかのものの国外に源泉がある所得（収益事業から生ずる所得を除く。）について所得税及び法人税に相当する税を課さないこととしている外国に本店又は主たる事務所を有する外国法人で、当該内国法人に準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの</p>	
	<p>法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄） （定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 公共法人 別表第一に掲げる法人をいう。</p> <p>六 四十八（略） （納税義務者）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公共法人は、前二項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。</p> <p>別表第一 公共法人の表（第二条関係）</p> <p>一 次の表に掲げる法人</p>	
名称	根拠法	
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）	
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	

小型自動車競走会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五五号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）

二 前号の表に掲げる内国法人のうちいずれかのもの国外に源泉がある所得について法人税に相当する税を課さないこととしている外国に本店又は主たる事務所を有する外国法人で、当該内国法人に準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したものの

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）

（非課税文書）

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 （略）

二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書

三 （略）

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自動車安全運転センター	自動車安全センター法（昭和五十年法律第五十七号）
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又は	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

これに類するものうち、財務大臣が指定をしたものに限る。）	
独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
農業協同組合中央会	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
防災街区整備事業組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（公共法人等が受ける登記等の非課税）

第四条 国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等（同表の第四欄に財務省令で定める書類の添付があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

（非課税登記等）

第五条 次に掲げる登記等（第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

一 国又は別表第二に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録

二 十三 （略）

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）		
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）		
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）		
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）		
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）		
大学共同利用機関法人	国立大学法人法		
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）		
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）		
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）		
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）		
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）		
独立行政法人（その資本金の額又は出資の金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているもののうち財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法		
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）		
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）		
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）		
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五五号）		
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）		
別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）			
名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一 学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添附があるものに限り。
二 企業年金基金	確定給付企業年金法（平成	一 事務所用建物（専ら自己の事務所の用に供する	第三欄の第一号又は第二号

	<p>十三年法律第五十号)</p>	<p>建物をいう。以下同じ。)の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>二 確定給付企業年金法第九十四条(福祉事業)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記(同条の規約に福利及び厚生に関する事業を行う定めがある場合に当該企業年金基金が受ける登記に限る。)</p>	<p>の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>
<p>二の二 企業年金連合会</p>	<p>厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)</p>	<p>一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>二 厚生年金保険法第五十九条第五項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>
<p>三 軽自動車検査協会</p>	<p>道路運送車両法</p>	<p>一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>二 道路運送車両法第七十六条の二十七第一項第一号から第四号まで(業務)に掲げる業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>
<p>四 健康保険組合及び健康保険組合連合会</p>	<p>健康保険法(大正十一年法律第七十号)</p>	<p>一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>二 健康保険法第五十条第一項及び第二項(保健事業及び福祉事業)(同法第八十八条(準用)において準用する場合を含む。)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>
<p>四の二 原子力発電環境整備機構</p>	<p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第十七号)</p>	<p>一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>二 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第五十六条第一項第一号から第四号まで(業務)に掲げる業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>

五 広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）	<ul style="list-style-type: none"> 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 広域臨海環境整備センター法第十九条（業務）に掲げる業務のための別表第一の第一号又は第二号に掲げる登記 	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
六 厚生年金基金	厚生年金保険法	<ul style="list-style-type: none"> 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 厚生年金保険法第三十条第四項（福祉施設）の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記 	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
六の二 更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）	更生保護事業法第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
七 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）	<ul style="list-style-type: none"> 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 国家公務員共済組合法第九十八条第一項（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記 	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
七の二 国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）	別表第一第一号から第二十三号までに掲げる登記又は登録（先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）	
八 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）	<ul style="list-style-type: none"> 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 国民健康保険法第八十二条第一項及び第二項（保健事業）（同法第八十六条（準用規定）において準用する場合を含む。）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記 	
九 国民年金基金及び国民年金基金連合会	国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）	<ul style="list-style-type: none"> 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 国民年金法第二百二十八条第二項又は第三百二十七 	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で

十三 職業訓練法人で政令で定		十二 宗教法人	十一 社会保険診療報酬支払基金	十 社会福祉法人	九の二 自動車安全運転センター
職業能力開発促進法（昭和	職業能力開発促進法（昭和	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
職業能力開発促進法第二十四条第一項（職業訓練の	職業能力開発促進法第二十四条第一項（職業訓練の	一 もつぱら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条（境内建物及び境内地の定義）に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記 二 自己の設置運営する学校（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	一 社会福祉法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記 二 自己の設置運営する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	条の十五第三項（福祉施設）の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 自動車安全運転センター法第二十九条第一項第六号（業務）に掲げる業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記
第三欄の登記に該当するも	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。		第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。	定める書類の添付があるものに限り。

	めるもの				
	四十四年法律第六十四号)				
十四	石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三百三十五号)	認定)の認定に係る職業訓練のための施設の用に直接供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に直接供する土地の権利の取得登記 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 石炭鉱業年金基金法第十八条の二(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。	
十五	削除				
十六	地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記		
十七	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 地方公務員等共済組合法第百十二条第一項(福祉事業)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記		
十八	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。	
十九	削除				
	十九の二 独立行政法人(別表第二に掲げるものを除き、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これらに類する金銭の分配を行わないものうち財務大臣が指定したものに限り。)	独立行政法人通則法及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法の規定による業務のための別表第一第一号から第二十三号までに掲げる登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのものとして財務大臣が指定したもの	第三欄の第一号又は第二号の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。	
二十	日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三百三十三号)	住宅金融公庫法第十七条第一項第四号、第二項若しくは第四項(業務の範囲)若しくは沖縄振興開発金融	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務	

	号)	融公庫法第十九条第一項第三号二若しくはホ(業務の範囲)又は産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条第一項第二号、第四号若しくは第二項(資金の貸付けの範囲)の規定による住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け(政令で定める貸付けを除く。)を受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のため取得する土地の権利の取得登記	省令で定める書類の添付があるものに限る。
二十一 日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する学校(学校法人又は私立学校法第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人が設置運営する同項に規定する専修学校及び各種学校を含む。)の校舎等の所有権又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利を目的とする抵当権の設定の登記 三 日本私立学校振興・共済事業団法第二十三条第一項第八号(業務)の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
二十二 日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)	別表第一第一号から第二十三号までに掲げる登記又は登録(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第九号(定義)に規定する普通法人のうち資本金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)	先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
二十三 日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)	日本赤十字社法第二十七条(業務)の業務の用に供する建物若しくは船舶の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

<p>二十三の二 農業共済組合及び農業共済組合連合会</p>	<p>農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）</p>	<p>一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 農業災害補償法第九十八条の二（損害認定の準則）（同法第三百三十二条第一項（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による損害の額の認定の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>
<p>二十四 農業協同組合及び農業協同組合連合会</p>	<p>農業協同組合法</p>	<p>一 農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第一条（農業倉庫業者）に規定する農業倉庫業者若しくは同法第十九条第一項（連合農業倉庫業者）に規定する連合農業倉庫業者である農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の農業倉庫若しくは連合農業倉庫の所有権の取得登記又はこれらの倉庫の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条（公的医療機関）に規定する病院若しくは診療所若しくは介護保険法第八条第二十五項（定義）に規定する介護老人保険施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>
<p>二十五 民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立した法人</p>	<p>民法</p>	<p>一 自己の設置運営する学校の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 二 住宅金融公庫法第十七条第一項第四号、第二項若しくは第四項（業務の範囲）若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号二若しくはホ（業務の範囲）又は産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第二号、第四号若しくは第二項（資金の貸付けの範囲）の規定による住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（政令で定める貸付けを除く。）を受けて譲渡のため</p>	<p>第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>

取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のために取得する土地の権利の取得登記

消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）

（非課税）

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

2 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

（国、地方公共団体等に対する特例）

第六十条 （略）

2 （略）

3 別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行った時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。

4 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日（当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入（政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。）があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額（第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。次項及び第六項において同じ。）から控除することができる課税仕入れ等の税額（第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から控除することができる課税仕入れ等の税額（第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該課税期間は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

5 前項の場合において、同項に規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして同項の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

6・7 （略）

8 前各項に定めるもののほか、国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて行う事業に限る。）又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めるものの第四十二条第一項、第四項若しくは第六項又は第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他国若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等に対するこの法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

別表第一（第六条関係）

一～五 （略）

五 次に掲げる役務の提供

- イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの（政令で定めるものを除く。）
- (1) 登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、認定、確認及び指定
 - (2) 検査、検定、試験、審査、証明及び講習
 - (3) 公文書の交付（再交付及び書換交付を含む。）、更新、訂正、閲覧及び謄写
 - (4) 裁判その他の紛争の処理
- ロ イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの
- ハ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十二条第四項（執行官）又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第一項（手数料等）の手数を対価とする役務の提供
- ニ 外国為替及び外国貿易法第五十五条の七（外国為替業務に関する事項の報告）に規定する外国為替業務（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第五号（業務の範囲）に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く。）に係る役務の提供

六 十三（略）

別表第三（第三条、第六十条関係）

一次の表に掲げる法人

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
企業年金基金	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
企業年金連合会	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）
行政書士会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
漁業共済組合	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）
漁業共済組合連合会	
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
漁船保険中央会	
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）
健康保険組合	健康保険法

健康保険組合連合会	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）
原子力発電環境整備機構	
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
厚生年金基金	厚生年金保険法
更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
小型自動車競走会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合連合会	
国家公務員の団体（法人であるものに限る。）	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民健康保険組合	国民健康保険法
国民健康保険団体連合会	
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国民年金基金	国民年金法
国民年金基金連合会	
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）	民法（明治二十九年法律第八十九号）
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自転車競技会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
社団法人（民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。）	民法

宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百一十六号）
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
証券業協会	証券取引法
商工会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）
商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第四十三号）
商工会連合会	商工会法
商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）
商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
商品先物取引協会	商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
職業訓練法人	職業能力開発促進法
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
税理士会	税理士法
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
全国健康保険協会	健康保険法
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法

全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合連合会	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
地方公務員の団体（法人であるものに限る。）	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百八十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
投資者保護基金	証券取引法
独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十一号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	
土地家屋調査士会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）
土地地区画整理組合	土地地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本行政書士会連合会	行政書士法

日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法
日本自転車振興会	自転車競技法
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五百十号）
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）
農業共済組合連合会	
農業協同組合中央会	農業協同組合法
農業協同組合連合会（所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。）	
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
弁護士会	弁護士法
保険契約者保護機構	保険業法（平成七年法律第五号）
輸出組合（組合員に出資をさせないも	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）

のに限る。）	
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）
労働災害防止協会	労働災害防止団体系

二 外国若しくは外国の地方公共団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人で前号の表に掲げる法人のうちいずれかのものに準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの